

角田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の人件費率
2年度	人 28,212	千円 21,723,585	千円 448,325	千円 2,532,186	% 11.7	% 15.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

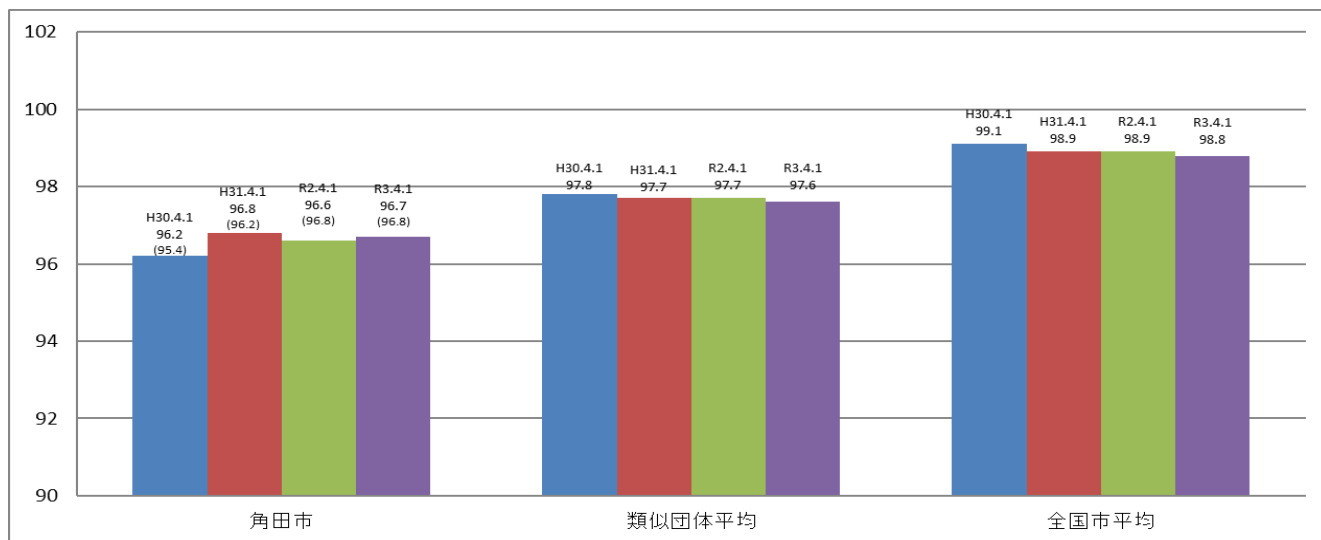
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 244	千円 799,469	千円 182,582	千円 305,325	千円 1,287,376	千円 5,196	千円 5,718

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

【給料表の改定実施時期】平成27年4月1日

【内容】一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

【支給割合】国と同様（角田市は支給地域でないことから、支給地域に勤務する職員にのみ支給）

【実施時期】平成27年4月1日より実施。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
角田市	38.8歳	290,785円	369,686円	314,209円
宮城県	42.1歳	318,668円	431,517円	354,807円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	42.1歳	314,079円	373,970円	341,571円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
角田市	51.5歳	7人	300,971円	331,006円	318,286円	—	—	—	—
学校業務員	59.0歳	3人	239,700円	247,800円	325,633円	用務員	50.3歳	235,200円	1.05
運転技術員	45.0歳	4人	285,750円	342,633円	312,800円	自家用乗用車運転手	56.8歳	212,200円	1.61
宮城県	53.1歳	148人	309,944円	351,623円	330,688円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円	—	—	—	—
類似団体	51.6歳	15人	299,050円	326,611円	310,682円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
角田市	—	—	—
学校業務員	3,796,871円	3,186,100円	1.19
運転技術員	5,467,077円	2,695,700円	2.03

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		角 田 市	宮 城 県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	189,600円	182,200円
	高校卒	150,600円	155,700円	150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円	153,300円	—
	中学卒	132,300円	136,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

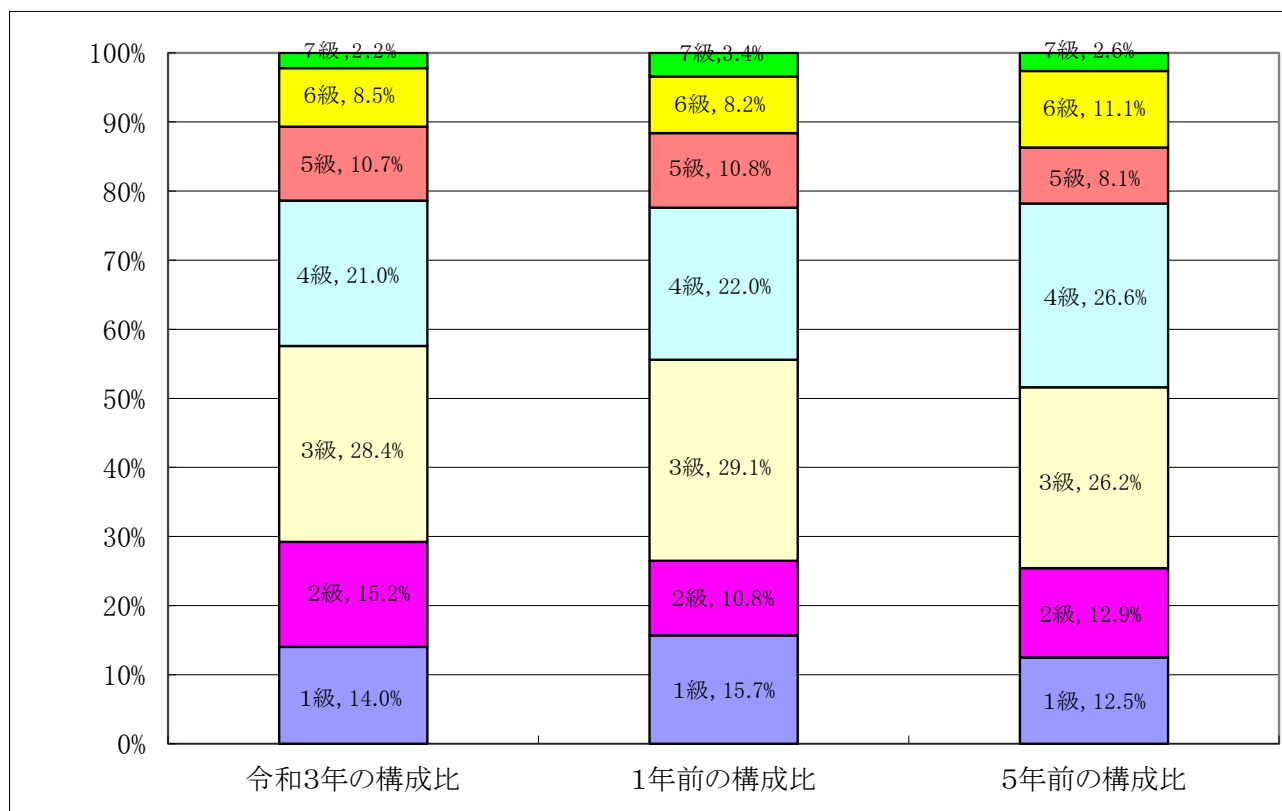
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	265,850円	334,350円	365,533円	391,633円
	高校卒	214,800円	309,350円	329,667円	369,100円
技能労務職	高校卒	—	—	309,150円	—
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

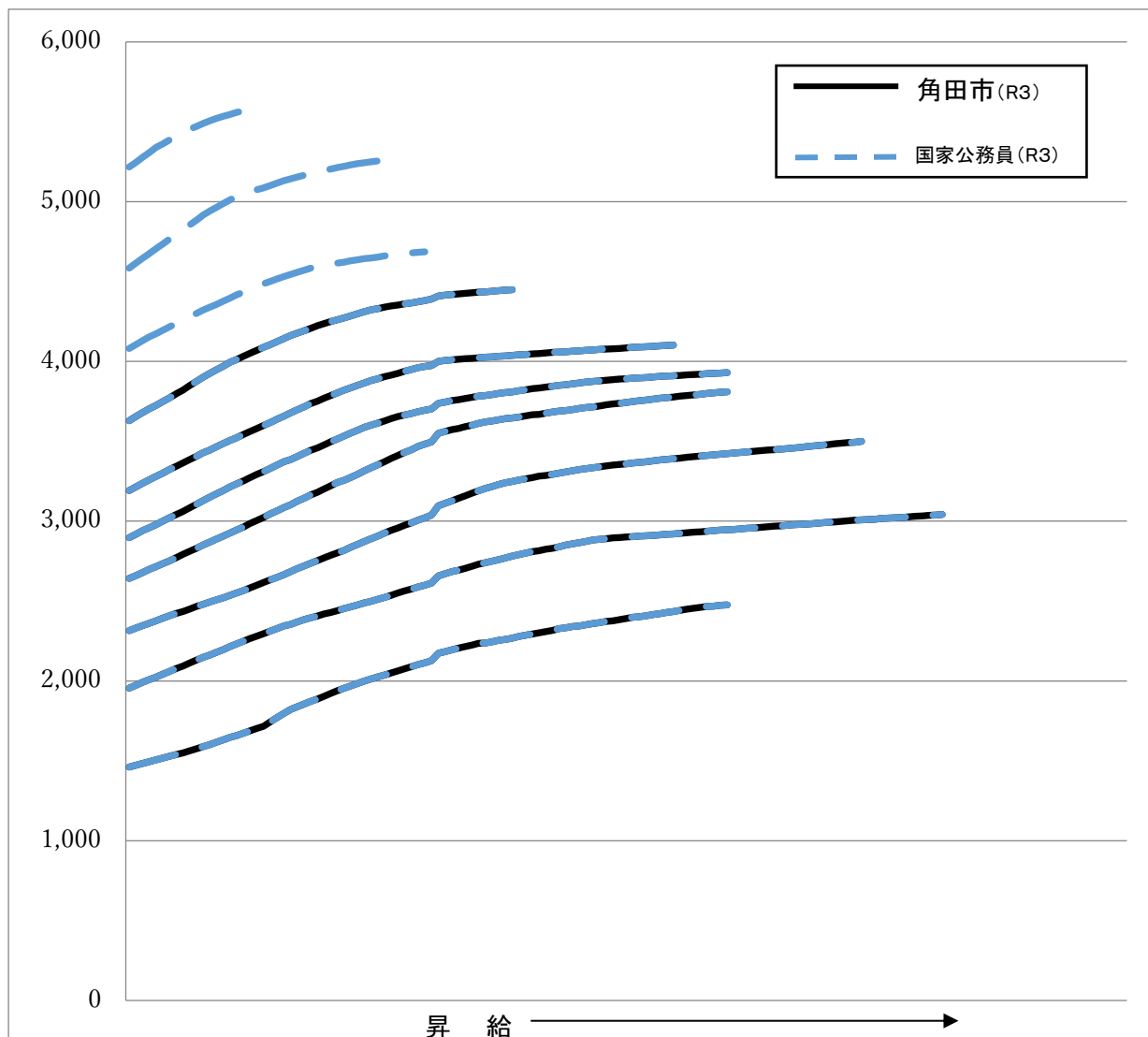
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務 (主事、技師)	38人	14.0%	146,100円	247,600円
2級	特に高度な知識又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(主事、技師)	41人	15.2%	195,500円	304,200円
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(係長、主査)	77人	28.4%	231,500円	350,000円
4級	課長補佐の職務または、職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(課長補佐、主幹、副主幹)	57人	21.0%	264,200円	381,000円
5級	困難な業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(課長補佐、主幹)	29人	10.7%	289,700円	393,000円
6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(部次長、課長、参事)	23人	8.5%	319,200円	410,200円
7級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(部長、会計管理者)	6人	2.2%	362,900円	444,900円

- (注) 1 角田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（角田市）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和6年度		令和6年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

角 田 市	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額(2年度) 1,251千円	1人当たり平均支給額(2年度) 1,753千円	—
(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15% ・管理職加算 15%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（角田市）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和5年度		令和5年度	

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

角 田 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置		
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 1年当3%～45%加算)		
1人当たり平均支給額					
4,531千円		23,541千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		—	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都のうち特別区	20 %	1 人	20 %
宮城県のうち多賀城市	10 %	0 人	10 %
宮城県のうち仙台市・富谷市	6 %	3 人	6 %
宮城県のうち名取市・利府町	3 %	0 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）		—		千円
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		—		円
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）				0.0%
手当の種類（手当数）				8種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （元年度決算）	左記職員に対する 支給単価
防疫業務手当	業務に従事した職員	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症、伝染病に係る患者の救護作業 ・感染症の病原体の処理作業 ・在宅の感染症の患者の訪問調査、療養指導 ・伝染病菌を有する家畜に対する防疫業務 	—	日額 500円
不快業務手当	業務に従事した職員	<ul style="list-style-type: none"> ・行旅病死等人の取扱い（外勤）等の業務 ・行旅病人の取扱い（外勤）等の業務 ・行旅病死等人の収容等の作業に使用した資材等処理作業 ・非常時に設置した仮設トイレ等のし尿処理又は清掃作業 	—	1件当たり 1,000円 1件当たり 500円 1件当たり 250円 1件当たり 250円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	100,445千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	412千円
支給実績（元年度決算）	138,459千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	567千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	1 配偶者及び父母等 6,500円 2 子1人につき 10,000円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—	20,568千円	218,808円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額 27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-16,000円 2 月額 27,000円を超える家賃を支払っている職員 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円で28,000円を限度	同じ	—	13,590千円	209,076円
通勤手当	1 交通機関等の利用者の支給限度 55,000円 2 普通自動車等の使用者 ア. 普通自動車以外の使用者 使用距離により月額2,000円～31,600円 イ. 普通自動車の使用者 使用距離により月額2,200円～33,000円	一部異なる	2についての使用距離区分	10,714千円	65,730円
管理職手当	・部長級 88,500円 ・理事職 77,400円 ・部次長級 72,700円 ・課長級 62,300円 ・参事級 51,900円 ・保育所長等 49,600円 ・保育所長補佐 46,300円	異なる	支給額	22,836千円	736,645円
休日勤務手当	休日（祝日法による休日、年末年始の休日）において正規の勤務時間中に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	673千円	25,884円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	臨時または緊急の必要により勤務した管理職手当の支給を受ける職員 1 週休日または休日等に勤務した場合 6,000円～8,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を越える場合は、その額に150/100を乗じて得た額 2 週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 3,000円～4,000円	同じ	—	725千円	27,884円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当、新型コロナウイルス等緊急事態派遣手当を含む。)	災害応急対策または災害復旧のため国または他の地方公共団体から派遣された職員が、住所または居所を離れて、市の区域に滞在する場合 滞在する日1日につき 3,970円～6,620円 (滞在期間、施設の利用区分により)	同じ	—	2,795千円	1,397,500円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	926,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額 989,000円／405,000円
	副 市 町 村 長	732,000円	816,000円／512,000円
報 酬	議 長	448,000円	540,000円／327,000円
	副 議 長	377,000円	486,000円／279,000円
	議 員	353,000円	450,000円／259,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(2年度支給割合) 3.35月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(2年度支給割合) 3.35月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 926,000円×在職月数×0.44	(1期の手当額) 19,557,120円 (支給時期) 任期毎
	副 市 町 村 長	732,000円×在職月数×0.26	9,135,360円 任期毎
	備 考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

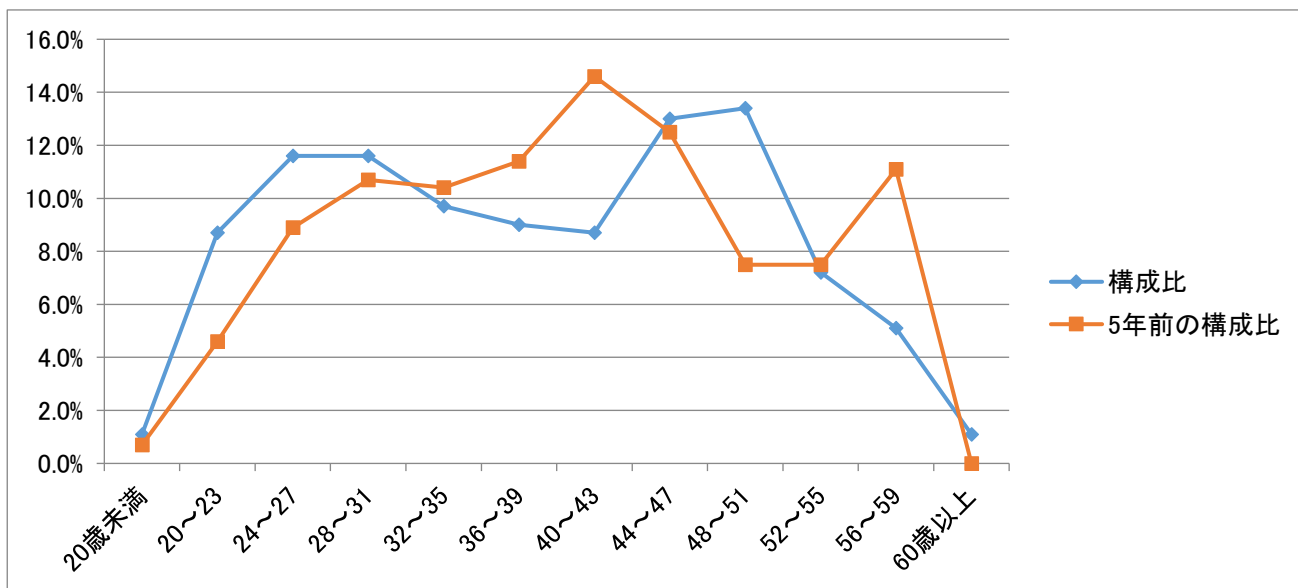
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和2年	令和3年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4		
		総 務	77	80	3	業務体制見直しによる増
		税 務	15	16	1	退職者等の補充
		民 生	37	40	3	業務体制見直しによる増
		衛 生	22	23	1	ワクチン接種推進室への増員
		農林水産	18	21	3	農林土木へ災害復旧職員配置
		商 工	10	8	△2	ふるさと納税部署を総務・企画へ移管
		土 木	25	17	△8	災害復旧推進室の解体
		計	208	209	1	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 74.58人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 67.04人)
		教 育 部 門	36	35	△1	公立幼稚園の廃止
	小 計	244	244	0	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 87.07人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 85.79人)	
公営企業等会計部門	病 院					
	水 道	9	7	△2	欠員不補充による減	
	下 水 道	6	8	2	業務体制見直しによる増	
	そ の 他	18	18	0		
	小 計	33	33	0		
合 計			277 [366]	277 [366]	0	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 98.85人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
R3職員数	3人	24人	32人	32人	27人	25人	24人	36人	37人	20人	14人	3人	277人
H28職員数	2人	13人	25人	30人	29人	32人	41人	35人	21人	21人	31人	0人	280人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年 度							過去5年間の増減数(率)
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
一般行政	207	206	207	198	208	209	2 (0.97%)	
教育	37	37	39	38	36	35	△2 (△5.40%)	
消防								
普通会計計	244	243	246	236	244	244		
公営企業等会計計	36	35	35	33	33	33	△3 (△8.40%)	
総合計	280	278	281	269	277	277	△3 (△1.07%)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
2年度	887,768	115,408	56,670	6.4	7.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 16,571千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)水道事業 における市町村 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2年度	9	36,155	4,222	14,746	55,123	6,124	6,045

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
角 田 市	49.1 歳	342,157 円	510,398 円
団 体 平 均	45.3 歳	335,096 円	502,816 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

角 田 市		角 田 市（一般行政職・団体平均等）	
1人当たり平均支給額（2年度） 1,638千円		1人当たり平均支給額（2年度） 1,251千円	
(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.9)月分		(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.9)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

角 田 市			角田市（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給 無）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
— 千円		— 千円	4,531千円		23,541千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		— 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都のうち特別区	20%	0人	20%
宮城県のうち多賀城市	10%	0人	10%
宮城県のうち仙台市・富谷市	6%	0人	6%
宮城県のうち名取市・利府町	3%	0人	3%

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		— %		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （2年度決算）	左記職員に対する支給 単価
—	—	—	— 千円	—

オ 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	1,848千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	231千円
支給実績（元年度決算）	2,249千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	250千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	1 配偶者及び父母等 6,500円 2 子1人につき 10,000円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—	798千円	266,000円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-16,000円 2 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円で28,000円を限度	同じ	—	588千円	294,000円
通勤手当	1 交通機関等の利用者の支給限度55,000円 2 普通自動車等の使用者 ｱ. 普通自動車以外の使用者 使用距離により月額2,000円～31,600円 ｲ. 普通自動車の使用者 使用距離により月額2,200円～33,000円	同じ	—	365千円	72,960円
管理職手当	・ 所長 88,500円 ・ 理事 77,400円 ・ 副理事 72,700円 ・ 副所長 62,300円 ・ 参事 51,900円	同じ	—	623千円	622,800円
休日勤務手当	休日（祝日法による休日、年末年始の休日）において正規の勤務時間中に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	臨時または緊急の必要により勤務した管理職手当の支給を受ける職員 1 週休日または休日等に勤務した場合 6,000円～8,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を越える場合は、その額に150/100を乗じて得た額 2 週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 3,000円～4,000円	同じ	—	0千円	0円

(2) 下水道事業（公共下水道事業）

ア 決算

※令和2年度から公営企業会計適用

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
2年度	千円 836,961	千円 —	千円 35,251	% 4.2	% —

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 16,571千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)下水道事 業における市町 村平均一人当 り給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 6	千円 22,544	千円 4,222	千円 6,590	千円 33,356	千円 5,559	千円 5,952

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
角 田 市	42.1 歳	393,833 円	463,277 円
団 体 平 均	43.7 歳	331,372 円	495,629 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

角 田 市	角 田 市（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（2年度） 1,506千円	1人当たり平均支給額（2年度） 1,251千円
(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.9)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

角 田 市			角田市（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給 無）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
— 千円		— 千円	4,531千円		23,541千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		— 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都のうち特別区	20%	0人	20%
宮城県のうち多賀城市	10%	0人	10%
宮城県のうち仙台市・富谷市	6%	0人	6%
宮城県のうち名取市・利府町	3%	0人	3%

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		— %		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （2年度決算）	左記職員に対する支給 単価
—	—	—	— 千円	—

オ 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	1,556千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	311千円
支給実績（元年度決算）	— 千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	— 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	1 配偶者及び父母等 6,500円 2 子1人につき 10,000円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—	1,086千円	271,500円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-16,000円 2 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円 で28,000円を限度	同じ	—	0千円	0円
通勤手当	1 交通機関等の利用者の支給限度55,000円 2 普通自動車等の使用者 ア. 普通自動車以外の使用者 使用距離により月額2,000円～31,600円 イ. 普通自動車の使用者 使用距離により月額2,200円～33,000円	同じ	—	293千円	73,200円
管理職手当	・所長 88,500円 ・理事 77,400円 ・副理事 72,700円 ・副所長 62,300円 ・参事 51,900円	同じ	—	929千円	928,800円
休日勤務手当	休日（祝日法による休日、年末年始の休日） において正規の勤務時間中に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間数	同じ	—	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	臨時または緊急の必要により勤務した管理職手当の支給を受ける職員 1 週休日または休日等に勤務した場合 6,000円～8,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を越える場合は、その額に150/100を乗じて得た額 2 週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 3,000円～4,000円	同じ	—	0千円	0円

(3) 下水道事業（農業集落排水事業）

ア 決算

※令和2年度から公営企業会計適用

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
	千円	千円	千円	%	%
2年度	93,703	5,088	3,446	3.7	—

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 16,571千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)下水道事 業における市町 村平均一人当 り給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2年度	1	2,450	0	335	2,785	2,785	5,952

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
角田市	62.2歳	204,166円	232,083円
団体平均	43.7歳	331,372円	495,629円
事業者	—歳	—円	—円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

角 田 市	角 田 市（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（2年度） 335千円	1人当たり平均支給額（2年度） 1,251千円
(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.9)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

角 田 市			角田市（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給 無）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
— 千円		— 千円	4,531千円		23,541千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		— 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都のうち特別区	20 %	0 人	20 %
宮城県のうち多賀城市	10 %	0 人	10 %
宮城県のうち仙台市・富谷市	6 %	0 人	6 %
宮城県のうち名取市・利府町	3 %	0 人	3 %

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		— %		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （2年度決算）	左記職員に対する支給 単価
—	—	—	— 千円	—

オ 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	0 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	0 千円
支給実績（元年度決算）	— 千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	— 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	1 配偶者及び父母等 6,500円 2 子1人につき 10,000円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—	0千円	0円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-16,000円 2 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円 で28,000円を限度	同じ	—	0千円	0円
通勤手当	1 交通機関等の利用者の支給限度55,000円 2 普通自動車等の使用者 ア. 普通自動車以外の使用者 使用距離により月額2,000円～31,600円 イ. 普通自動車の使用者 使用距離により月額2,200円～33,000円	同じ	—	0千円	0円
管理職手当	・所長 88,500円 ・理事 77,400円 ・副理事 72,700円 ・副所長 62,300円 ・参事 51,900円	同じ	—	0千円	0円
休日勤務手当	休日（祝日法による休日、年末年始の休日） において正規の勤務時間中に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間数	同じ	—	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	臨時または緊急の必要により勤務した管理職手当の支給を受ける職員 1 週休日または休日等に勤務した場合 6,000円～8,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を越える場合は、その額に150/100を乗じて得た額 2 週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 3,000円～4,000円	同じ	—	0千円	0円